

環境課

港区環境影響調査実施要綱に基づく環境影響調査書案に対する区長意見について
〔(仮称)赤坂二丁目計画〕

1 総論

- | |
|---|
| (1) 環境影響調査書を作成する際は、調査の方法、評価の基準などについて、内容及び表現をさらに工夫し、本計画の特徴が適切に表記されるなど、区民が理解しやすいものとなるようにしてください。 |
| (2) 計画地周辺の住民及び関係者等からの街づくりを含めた意見・要望等については、真摯に対応してください。 |

2 各論

(1) 工事計画について

- ・ 港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱等を踏まえ、近隣紛争の未然防止、地域における生活環境の保全に努めてください。
- ・ 建設作業の実施にあたっては、事前に必要な届出等を行うとともに、近隣に対しては、分かりやすい説明に努め、工事や作業等への問い合わせなどについて、丁寧に対応してください。また、騒音・振動、粉塵等、周辺環境に与える影響をできる限り低減するよう、適切な対策を講じてください。
- ・ 計画地周辺は、事務所、店舗等があり、日中は人の往来が多いため、工事関係車両については、騒音、振動、渋滞など周辺への影響を十分考慮するとともに、車両が出入りする動線や通行時間帯など交通安全対策を工夫してください。

(2) 交通について

- ・ 本事業に伴い生じる交通量や、流動等の変化による周辺環境への影響について、予測評価を分かり易く記載してください。
- ・ 東京メトロ銀座線溜池山王駅等と一体整備する駅前広場や歩道状空地等については、朝夕の通勤者等が円滑に歩ける十分な幅員や見通しの確保等に努めてください。
- ・ 敷地内に自転車シェアリングポートを設置してください。

(3) 大気について

- ・ 工事中の建設機械稼働に伴う大気質（排気ガス等）については、環境保全のための措置を講ずるに留まらず、より適切な工事工程を検討する等、可能な限りの低減に努めてください。

(4) 防災対策について

- ・ 事務所、店舗等が整備されるほか、大規模超高層という点を踏まえ、備蓄物資の確保、備蓄倉庫の整備など、震災対策に配慮した計画としてください。

	<p>(5) 風環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画地には、歩道状空地等が整備されることから、これらの利用者が快適に過ごし憩えるよう、また歩行者への安全確保の観点から、ビル風軽減策の検討にあたっては、ビル風対策要綱に準じた植栽以外にもフェンスやスクリーン、庇、建物形状など最大限の対策を講じてください。 ・ 植栽については、港区ビル風対策要綱に準じた整備を進めるとともに、適切な植栽の維持管理を行ってください。 ・ 事後調査については、敷地内に整備する広場状空地の南東周辺及び敷地北側での調査のほか、歩道状空地等、適切な調査地点を設定してください。 ・ 工事期間中の風の測定などについて、近隣住民等からの要望が出た場合は対応するとともに、ビル風の陳情・苦情には、丁寧に対応し、必要に応じて対策を講じてください。
	<p>(6) 水・土について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水流出抑制については、「港区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき、雨水浸透ます、浸透トレンチ、浸透側溝を整備するなど、浸透による流出抑制量の確保、拡大に努めてください。 ・ 計画地は周辺の地盤高より低地であるため、集中豪雨等による内水氾濫等の水害対策や地下鉄街等への雨水流入対策を講じてください。
	<p>(7) 景観について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画建物による景観への影響については、行政指導を十分に踏まえるとともに、近隣住民等の意見なども参考に検討を行ってください。
	<p>(8) 資源、エネルギー、地球環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物全体でのエネルギー利用については、改めて検証・検討し、更なる効率的な利用等により、大気排熱低減を図るなど、ヒートアイランド対策を推進してください。 ・ 事務所等から排出されるごみについては、最大限、資源回収や再利用に努めるルールを定めてください。 ・ 建物周囲の公開空地等の被覆については、可能な限り緑地や保水性舗装を設けるほか、ヒートアイランド現象にも配慮した計画としてください。 ・ 事務所・店舗等の共用部には、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、港区と協定を締結した自治体から産出される協定木材等の国産材の使用に努めてください。
	<p>(9) 史跡・文化財について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画地については、港区埋蔵文化財取扱要綱に基づく手続きが必要です。発掘等の調査が必要となりますので、区の担当と協議を行ってください。
	<p>(10) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広場については、単に樹木等を植えるだけでなく、人々が憩い集えるほか、地域で活用できる場所となるよう、地域住民等の意見も踏まえ検討を進めてください。